

第22回釧路地方裁判所地方裁判所委員会及び第21

回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会合同開催議事概要

議題 利用しやすい裁判所～司法制度改革審議会意見書提出後10年を経過して

1 開催日時

平成23年7月13日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路地方，家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等（50音順・敬称略）

（1）地方裁判所委員会委員

浦田 満，小野塚聰，小瀬 泰，小西 洋，佐久間邦夫（兼務），佐藤孝子，
佐渡正幸，神野照敏 武野伸二，花田善廣，水野谷幸夫（兼務）

（2）家庭裁判所委員会委員

浅利祐一，伊藤利晴，小笠原寛，小野信一，佐久間邦夫（兼務），多田みゆ
き，田中義之，辻 信幸，間宮政喜，丸山哲巳，水野谷幸夫（兼務）

（3）裁判所（説明者）

津幡恭行（事務局長），菅原 誠（民事首席書記官），久保松男（刑事首席
書記官），阿曾直樹（首席家裁調査官），前村唯之（家裁首席書記官）

（4）庶務

宮木隆壽，卯城賢志，山口 毅

4 議事概要

（1）新委員紹介及び挨拶

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された間宮政喜委員及び丸山哲巳委員が
委員会庶務から紹介され，挨拶をした。

（2）司法制度改革審議会と同意見書の意義などについて

司法制度改革審議会の意見書について、佐久間邦夫委員長が説明をした。

(3) 司法制度改革審議会意見書に基づき新たに制定された法律及び制度について

ア 菅原民事首席書記官が、労働審判法（労働審判手続）、民事訴訟法改正（簡易裁判所の事物管轄の拡大など）、行政訴訟法（行政訴訟制度の見直し）、総合法律支援法（法律扶助の拡大）について説明をした。

イ 久保刑事首席書記官が、刑事訴訟法改正（被疑者国選弁護人制度など）、裁判員法（裁判員制度）、検察審査会法改正（検察審査会の機能強化）について説明をした。

ウ 前村家裁首席書記官が、人事訴訟法（人事訴訟の家庭裁判所移管）について説明をした。

(4) 司法制度改革審議会意見書提出後の裁判所の平均審理期間等について

ア 菅原民事首席書記官が、民事第一審通常訴訟事件の事件数と平均審理期間の推移、同事件の審理期間が2年を超えて係属する事件数の推移、同事件の平均人証数の推移及び同事件の地方裁判所と簡易裁判所の比較について説明をした。

イ 久保刑事首席書記官が、刑事第一審事件の事件数と平均審理期間の推移、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件の受理件数の推移について説明をした。

ウ 前村家裁首席書記官が、遺産分割事件の事件数（審判及び調停）と平均審理期間の推移について説明をした。

エ 以上の説明を踏まえ、司法制度改革審議会意見書に基づいて新しく制定された制度や同意見書提出後の裁判所の平均審理期間等について意見交換をした（発言の要旨は別紙のとおり）。

(5) 退任委員紹介及び挨拶

平成23年7月31日をもって任期満了となる浦田満委員、小野塚聰委員、小瀬泰委員、佐渡正幸委員及び田中義之委員が、同年9月17日をもって任期

満了となる小野信一委員が佐久間邦夫委員長から紹介され、それぞれ挨拶をした。

(6) 次回開催日時及び議題

ア 地方裁判所委員会

平成24年3月8日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

議題 利用しやすい裁判所～簡易裁判所の民事事件

イ 家庭裁判所委員会

平成24年3月7日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで

議題 少年事件について

(別 紙)

意見交換における発言の要旨

1 司法制度改革審議会意見書に基づき新たに制定された制度に関する質問について

委員： 被疑者国選弁護制度の実態について教えていただきたい。

委員： 弁護士会として、被疑者国選弁護制度が始まった当初、果たして現在の弁護士でカバーできるかという問題があったが、若手弁護士が増えたのと、年配の弁護士でも法テラスから依頼されたら引き受けるので、弁護士会として困っていることはないし、機能していると思う。

委員： 10年くらい前は、弁護士会の会員が20数名だったのが、現在は60名くらいまで増えている。会員のほとんどが若手であり、今のところは何とか対応している。

委員： 被疑者国選弁護制度は、釧路では特に問題がないと感じている。東京では、刑事専門の弁護士がいて、法テラスの指名が一定の弁護士に偏っていた。

委員： 休日の勾留請求における被疑者国選弁護人の選任でも釧路の弁護士会はすぐに対応してくれている。被疑者国選弁護人制度になってから、弁護士が当該事件に最初から関わってくれているので、起訴されてからの対応も早いと感じている。

委員： 北見では最初6名だったが3名増えた。弁護士会全体では人数が増えたが、地域的にその人数では辛いところがあるだろうと感じている。

2 新しく制定された制度や裁判所の審理期間に関する感想等について

委員： 国民が司法に対して何を期待しているのか。例えば、刑事裁判において、裁判所は被告人を罰するが、被害者からは真実を明らかにしてほしいというのがあり、本音と建前が国民の意識と離れていると思う。「国

民にとって利用しやすく，分かりやすく，頼りがいがある司法」を目指した司法制度改革が，何を目的としているのか曖昧である。裁判所が法の支配の実現やルールを守る社会の実現を理念とするならば，国民がチェックし，国民自身がルールを作っていくようにすべきだと思う。

委員：なぜ，審理期間を短くしなければならないとされたのか，審理期間が長かったとすれば，どこに原因があったのか，核心に触れたものが伝わらない。

委員：法曹人口が拡大し，特に根室市や中標津町に弁護士が常勤することになったのは良かったと思うが，一般社会と接する機会がないまま裁判官，検察官及び弁護士の職に就くことが多く，国民が期待する裁判と乖離があるのではないか。そうした職に就く前に，ボランティアや色々な業種など幅広い経験をすべきだと思う。そのような制度を作ることが乖離を無くすことになるのではないか。

委員：紛争を解決する方法の選択肢として，弁護士はすぐに浮かぶが，裁判所を選択するというのがなかなか出てこない。国民の身近なところに裁判所があるという印象はない。単純な感情と裁判所が判断することは違う。小中学生が法律的な教育を受けていないということもあり，根本的なことを解決しないと，国民に誤解をされてしまう。

委員：国民にとって裁判所はまだまだ「雲の上の存在」だと思う。しかし，裁判員裁判は時間がかかるが身近になっていくと思う。学校教育の中でどう教えていくかが課題だと思う。

委員：人事訴訟手続が家庭裁判所に移管されたのは良いことだと思うが，家事調停において，申立人と相手方の呼出時間に配慮をしてほしい。また，事案によっては，弁護士以外の第三者の付き添いができるようになってほしい。

委員：司法制度は，これからの10年を見据えた改革が必要だと思う。国民

の求めているものはちょっと違うような気がする。人口減少社会に突入し、弁護士の数も含め、その辺の対応をしてほしい。

委員： 紛争があるとき、なかなか裁判所に行きづらい。ただ、成年後見人制度の広報用ビデオは好評を得ていることもあり、そういったPRが必要だと思う。裁判員制度は、これからどうなっていくのか気になっている。利用しやすいことも大切だが、他方で権威も大切だと思う。両者をうまく組み合わせて、これから改革して欲しい。

委員： この10年日本は改革の嵐だった。目的があるから改革するが、変えることが自己目的だったと思う。

分かりやすい裁判というのは誰にとって分かりやすいのか。現在の司法において変えるものはあるのか。オーストリア出身の経済学者であるシュンペーターがアメリカに帰化する際に書類をそろえようとしたら、制度が複雑すぎて分かりづらく、弁護士に依頼せざるを得なかったことがある。アメリカは弁護士という職業を生み出すために制度を複雑化しているところがある。

目的が明確でもないのに、改革すべきだから改革するというのは難しい。司法の世界において何が重要なのかを考えて改革すべきである。法の支配が素晴らしいのは自由だからであり、そのためには自由である社会を作ることが必要である。最も根幹にあるのは司法なので、外の世界と結びつけて考えることが必要である。

委員： 裁判所に持ち込まずに解決できるのが一番良い。裁判所以外の解決手段の構築が必要である。制度趣旨の普及や法の知識などを国民に対して周知徹底することが必要であり、報道機関がその一端を担っていくことが必要である。また、裁判員裁判において、控訴された場合、国民の常識を控訴審の判決でどのように反映させるかが課題である。

委員： 司法制度改革については、国民に伝わっていないと思うので、何らか

の形で周知できればよいと思う。私達の組織に「建築相談調査会」というのがある。この組織は、建築に関する相談業務を担当しているが、ほとんどクレームである。他にも市役所や消費者生活センターがあるので、私達も国民により利用しやすく、分かりやすく、頼りがいがあるものにしていかなければならないと思う。

3 その他の感想等について

委員： 成年後見人の活動において、家庭裁判所調査官や書記官に懇切丁寧に教えてもらって大変感謝しているし、市民向けの研修会においても積極的に参加してもらった。

委員： 最近サスペンスドラマなどで裁判を扱うことが多くなり、「殺人を犯した被告人は死刑になればいい。そうした裁判の結果によって世の中が良くなる。」と考える人も増えた。正しい裁判の理解の方法が別にあるのではないかと思う。私自身、子育てをしっかりとすれば犯罪がなくなると思い、若いお母さんを対象にミニ集会を開催した。また、成年後見制度についてビデオを見て勉強もした。制度について理解してもらう方法は、いろいろなところでそれぞれやっていると思う。

以 上